

申請に当たっての注意事項

1 猫の保護について

助成の対象となる猫は、川口市内で保護した飼い主のいない猫です。保護にあたっては、近隣住民等に聞き取りを行うなど、保護する猫に飼い主がいないことを事前にしっかりと確認してください。

また、不妊・去勢手術の終了後は、猫を保護した場所に返してください。手術後に猫を飼養したり、他人に譲渡したりする場合は、助成の対象となりません。

2 捕獲器の使用について

猫の保護に当たり、捕獲器を使用する場合は、原則として自己の所有地内に設置するようにしてください。捕獲器を自己の所有地以外に設置する場合は、必ず所有者や施設管理者の了承を得た上で設置してください。なお、道路（歩道や路側帯を含む）へは往来の妨げとなるため設置しないでください。

3 助成の対象となる費用について

不妊・去勢手術及びこれに直接関係する診療行為に要した費用が対象であり、代表的な例は次のとおりです。

助成の対象となる費用	助成の対象とはならない費用
<ul style="list-style-type: none">・不妊・去勢手術費・耳先カット手術費・入院費（手術を行った獣医師が、手術に際して入院が必要と判断した場合に限る）・その他、手術の実施に要する費用（薬剤費）など	<ul style="list-style-type: none">・墮胎手術費（不妊手術費と別に請求されている場合）・ワクチン接種費・駆虫薬費・手術前後の写真代・捕獲器のレンタル料・その他、不妊・去勢手術と直接的に関係がないと判断される費用

※既に手術されていたことが事前に分からなかった場合でも、対象となる場合があります。申請前にご相談ください。

4 領収書の記載例について

領 収 書	
川口 花子 様	令和3年●●月●●日
金 10,000円	
ただし、雌猫不妊手術費（令和3年●●月●●日手術）として 上記のとおり領収いたしました。	
▲▲動物病院 院長 ▲▲ 太郎 印 川口市青木2丁目1番1号 TEL 048-258-1110	

※上記はあくまでも記載例です。必要事項が明記されていれば、領収書の様式は問いません。

これらの要件を満たさない場合、書類に不備がある場合は、助成金を交付しないことがあります。また、助成金の交付後に、偽りその他不正の行為が判明した場合は、交付した助成金の返還を求めることがあります。